

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第6号)

平成19年9月27日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	中 村 定 志	議員	4番	杉 浦 光 男	議員
5番	榊 原 杏 子	議員	6番	山 盛 左千江	議員
7番	三 浦 桂 司	議員	8番	平 野 龍 司	議員
9番	山 田 英 明	議員	10番	村 山 金 敏	議員
11番	石 橋 敏 明	議員	12番	伊 藤 清	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	一 色 美智子	議員
15番	松 山 廣 見	議員	16番	平 野 敬 祐	議員
17番	安 井 明	議員	18番	堀 田 勝 司	議員
19番	矢 野 清 實	議員	20番	坂 下 勝 保	議員
21番	月 岡 修 一	議員	22番	石 川 清 康	議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 嶌 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 嶌 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋芳行君 企画政策課長 横山孝三君  
兼下水道課長  
財政課長 加藤隆之君 代表監査委員 山崎栄一君  
監査委員事務局長 近藤伸之君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- |          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 認定議案第1号  | 平成18年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 認定議案第2号  | 平成18年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 認定議案第3号  | 平成18年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について      |
| 認定議案第4号  | 平成18年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定議案第5号  | 平成18年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定議案第6号  | 平成18年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定議案第7号  | 平成18年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定議案第8号  | 平成18年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 認定議案第9号  | 平成18年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について       |
| 認定議案第10号 | 平成18年度豊明市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について   |

### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

- |        |                                       |
|--------|---------------------------------------|
| 議案第43号 | 字の区域の変更について                           |
| 議案第44号 | 政治倫理の確立のための豊明市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について |
| 議案第45号 | 豊明市個人情報保護条例の一部改正について                  |
| 議案第46号 | 豊明市土地開発公社定款の一部改正について                  |
| 議案第47号 | 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について            |

議案第 48 号 平成 19 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願

請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願

請願第3号 議会の清浄化を求める請願

(5) 意見書案第1号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

意見書案第2号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

意見書案第3号 国の私学助成の拡充に関する意見書

意見書案第4号 割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

意見書案第5号 道路特定財源の堅持等に関する意見書

6. 本日の会議に付した案件

(1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

認定議案第1号から認定議案第10号まで

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第43号から議案第48号まで

(4) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第1号から請願第3号まで

(5) 決議案第1号 豊明市議会議員の政治倫理確立に関する決議

(6) 動議第4号 政治倫理確立特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査  
について

(7) 政治倫理確立特別委員会の委員の選任について

(8) 意見書案第1号から意見書案第5号まで

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

平野敬祐議会運営委員長。

### No.3 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

おはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審議結果についてご報告を申し上げます。

本日、午前9時30分より委員会を開催し、本日の議事について協議をいたしました。

その結果、お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第1号から第5号までの5件の意見書案の提出がありましたので、本日の議事日程に組み入れることといたしました。

さらに、お手元に配付されておりますとおり、議員より決議案第1号及び動議第4号の提出がありましたので、本日の会議の中で議長より日程追加が諮られる予定であります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

### No.4 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

総務文教常任委員会に付託しておりました陳情第2号から陳情第5号の4件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

### No.5 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました陳情第2号より第5号の審議内容と結果についてご報告申し上げます。

9月12日午前10時より、総務文教常任委員全員と市長以下関係職員出席のもと、付託議案を審議いたしました。

初めに、陳情第2号 学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める陳情を議題といたしました。

質疑はなく、討論に入りました。

学校現場では、確かな学力を身につけさせることはもとより、学校環境の安心・安全への対応、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、不登校・いじめ等の問題等への対応、特別支援教育の対応など、多様な課題に直面している。こうした課題解決のためには、国がその責務として義務教育の根幹を保障して財政負担を負うべきである。よって、採択に賛

成するとの討論がありました。

討論を終結し、採決に入りました。

陳情第2号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 豊明市独自の私学助成の拡充についての陳情を議題といたしました。

まず、当局に状況等の説明を求めました。

私立学校補助金はすべての市が行っている。本市の対象者は255人、年総額481万5,000円であります。世帯の所得に応じて、それぞれ3万円、1万5,000円を支給しています。本市の水準は、年額は愛知県35市の中で8番目に位置しています。財政力指数の高い市でも年額1万2,000円です。本市は助成制度において上位に位置しているものと考えていますと答弁がありました。

質疑はなく、討論に入りました。

財政が厳しい中ではあるが、本市は私学助成については、過去より他市と比較して上位で補助してきたという実績がある。陳情の願意は理解できるが、現在県下の市で8位という状況であり、さらに拡充を図るには財政的にも少し無理があるという状況でもある。よって、趣旨採択することに賛成する。

支給の基準、金額だけで比較することは正しくない。隣の名古屋市と比較すると差がある。願意のとおり豊明市独自で拡充すべきである。よって、採択することに賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第3号は賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 愛知県の私学助成の拡充に関する意見書の提出についての陳情を議題といたしました。

質疑はなく、討論に入りました。

私学助成は、国と県がカバーする必要がある。よって、願意を尊重して採択することに賛成する。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第4号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 国の私学助成の拡充に関する意見書の提出についての陳情を議題といたしました。

質疑はなく、討論に入りました。

陳情第4号と同じ考えであります。よって、願意を尊重して採択することに賛成する。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第5号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審議経過と結果のご報告を終わります。

#### No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

ただいま、報告されました陳情4件について順次、採決に入ります。

初めに、陳情第2号について採決を行います。

陳情第2号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.7 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第3号について採決を行います。

陳情第3号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.8 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

続いて、陳情第4号について採決を行います。

陳情第4号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.9 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択と決しました。

続いて、陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号に係る委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

認定議案第1号から認定議案第10号までの10議案を一括議題といたします。

決算特別委員会に付託しておりました認定議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会報告書が提出されておりますので、その審議結果について委員長より報告を願います。

月岡修一決算特別委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.11 ○決算特別委員長(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がございましたので、決算特別委員会の報告を申し上げます。

本決算特別委員会は、去る9月11日付で付託されました認定議案10件について、9月20日及び21日の2日間にわたり、全委員及び市長以下各部長、次長、課長、監査委員出席のもと、委員会を開催いたしました。

それぞれ長時間にわたり慎重に審議されており、また多くの議員にも熱心に傍聴をいただいております。審議状況等につきましても既にご承知のことと存じます。簡潔にご報告することといたします。ご承知いただきますよう、あらかじめお願いを申し上げます。

初めに、本委員会の進め方につきましては、初日に一般会計の説明及び質疑を行い、2日目に各特別会計の説明及び質疑を行った後、討論及び採決を行いました。

なお、採決の結果、認定議案第1号から第10号は、すべて認定すべきものと決しましたので、まずもってご報告を申し上げます。

それでは以下、主な審議内容をご報告いたしますが、何分にも広範囲にわたっておりますので、質疑についての主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、現金の保管及び一時借入金の状況並びに財産の保管及び移動状況について、会計管理者より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、一般会計の歳入全体について総務部長より説明を受け、質疑に入りました。

主な答弁としては、三位一体改革の影響については、平成18年度単年度で見ると、児童手当国庫負担金が約7,800万円の減、児童扶養手当国庫負担金が約6,100万円の減、尾張農業共済事務組国庫負担金が約800万円の減で、合計して約1億4,700万円が減となりました。また、普通交付税が1億8,000万円の減となり、合わせて3億2,700万円の減額となりました。

次に、所得譲与税について見ると、17年度と比較すると約2億5,100万円が増額されました。よって、この差を見ると、約7,600万円が減額したこととなり、これが18年度の三位一体の影響額と考えています。

三位一体改革以外で国庫関係で減となったものは、17年度に完了した中央小学校改築分の約1億4,900万円の減、在宅福祉事業費補助金約1,830万円の減、17年度に終了した中島南区画整理事業分の約1,500万円の減、身体障害者保護費負担金約1,600万円の減などがあります。

市税の不納欠損が出た主な理由は、個人市民税では財産のないもの、行方不明等によるもの、法人市民税では法人が解散して約 1,050 万円の2社分であります。

特別土地保有税の滞納は1件分です。差し押さえにより、時効中断の措置をとっていません。

保育園費負担金の不納欠損額が前年度より減っている要因は、主には保育園の園長を始め職員が保護者の方に呼びかけをした結果です。

環境衛生手数料の不納欠損額は、汲み取り手数料で相手方が行方不明になったためであります等の答弁がありました。

次に、一般会計の歳出に入る前に、職員の人件費について一括して企画部長より説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、一般会計の各歳出についてであります。各款ごとに区分してそれぞれ説明を受けた後、質疑に入りましたが、以下同様に、主な答弁のみご報告いたします。

1款 議会費についての質疑はありませんでした。

2款 総務費について、主な答弁としては、コピー機は 13 台のうち5台がリースがえで、17 年度予算を参考にして予算要求したが、入札の結果大幅に減りました。3月の減額補正を加えると、トータルで 600 万円くらいの減額になります。

アスベスト除去工事の場所は電動書庫で、飛散の恐れがあるものを補助金をもらって行いました。その他の倉庫など、人の出入りが少ないところは目視による監視を続けています。

自動体外式除細動器(AED)は、18 年度中に、保健センター、文化会館、福祉体育館の3台に、補正予算での3中学校を加えて計6台増えました。

法制事務委託の効果は、法令の改正情報が定期的に届き、さらに法令の改正により、市の条例のどこが該当するかの情報提供のシステムができ、短時間で該当条例の改正がスムーズにできるようになりました。

清掃等委託は、設計書の見直しや精査などにより、落札されるように努力しました。

乗用バス借り上げが見込みより少なかった要因は、昨年9月に中型バスが廃止されたことにより半年分を予算要求しました。結果として、1日8時間でも半日単位でも1回とし、延べ 13 回でした。

有料駐輪場の台数は、中京競馬場前駅の自転車が 5,153 台、原付が 312 台、トータルで 5,465 台です。前後駅は自転車が 7,026 台、原付が 4,511 台、トータルで1万 1,537 台です。

放置自転車は豊明、前後、中京競馬場前の3駅の周辺で自転車 776 台、原付7台、トータルで 783 台です。それ以外にも道路に若干の放置自転車があります。

徴収費の中で、差し押さえは総数で 653 件です。昨年度は 627 件の銀行などの預貯金の差し押さえがありました。

市民税の昨年度の減免者数は、当初課税では規則3号の死亡者が 60 人、4号の雇用保険受給者が7人、5号の所得が前年の2分の1に減少する人が 28 人、6号の勤労学生

が10人で、計105人です。

口座振替件数の割合は、固定資産税が44%、市・県民税が26%、軽自動車税が13%で、トータルは30.4%になります。

徴収費の不用額となった委託料の中には、納付書の印刷、帳票のプリント代等も含まれています。

高齢者が非課税から課税になった人数は、125万円以下が非課税から課税になり、均等割のみを含めると約1,000人になります。

臨時職員は対前年度で延べ322人増えています。

LGWANの負担金は例年どおり支払っています。

パソコンはほとんどがリースで、メンテナンスは委託せずに、職員が自前でやっています。ハード、ソフト、サーバーなどトータルで3億2,000万円ほどです。

あいち電子自治体推進協議会の18年度の負担金は731万5,000円で、現在までの電子申請は13件です。施設予約システムの第1次が稼働し、屋外スポーツ施設が予約できるようになりました。施設予約は1万1,752件です。

施設予約システムのお市町とのやりとりは把握していません。

住居表示板は、中学生が電柱の表示板でけがをしたことと、中電から占用料を請求されたために、電柱の住居表示板を撤去しました。当初1,800件は記録に残っていた枚数で、実際には老朽化したりしてなくなっていて、1,140枚ほどになりました。

多重債務に関する研修は、昨年の8月に実施し、窓口担当者21名、市民相談の相談員4名、民生児童委員2名、社協1名の計28名が参加しました。法律相談も6件の相談がありました。

男女共同参画には委託料のほか、印刷製本費などを含んでトータルで約90万円執行しています。

とよあけの統計のポケットサイズ版は、多方面で活用しています等の答弁がありました。

3款 民生費について、主な答弁としては、生活保護の申請件数32件、保護開始30件、却下なし、辞退2件でしたが、最終的には認定しました。生活保護は減少してきています。

社会福祉協議会運営費の人件費の減は、常務兼局長で1名となったこと。また、パートがやめられ、雇用できなかったために人数が減したことによるものであり、若干の業務への影響がありました。

生活保護を申請する前の相談件数は128件です。

宅配給食サービスの値上げによる影響はありません。

宅配給食について、昼食は減少し、夕食は増加しており、全体的には変化していません。

保育園費の徴収事務委託によるメリットは、窓口での問い合わせに直ちに対応できること、また納付書がすぐ発行できることなどです。

保育所運営費は、16年度から一般財源化になりました。仮に計算しますと、18年度は国8,900万円、県4,500万円の負担となります。

臨時職員のクラス担任は極力、正職員で対応していますが、一部年少クラス以上において、本人の希望等により臨時職員で対応している場合もあります。

保育料の滞納は、児童数で28人、階層別はD5までで20人、低所得者が多い状況です。相談は分納をお願いしていますし、月1,000円の支払いでもするよう指導しています等の答弁がありました。

4款 衛生費について、主な答弁としては、基本健診の有料化による人数の変化は、ほとんどありません。

保健センターの臨時職員については、1日の勤務を2人で実施していることもあって、人数的には増えていますが、1日の勤務時間は変わりません。

東部知多衛生組合負担金について、18年度から4年間で総額10億円で、2市2町の負担になります。

有機循環推進事業の生ごみ分別収集量の減量については、18年度からは、稼働した施設の計量器を使ってはかった正確な数値です。トン当たりの費用については、18年度は20万円、最終的には7万円に縮減していきたいと考えています。

資源ごみ回収について、単価は下がったが、回収量については減っていません等の答弁がありました。

5款 労働費について、主な答弁として、市内の会社の正規社員と非正規社員の割合は把握していないが、主な事業所の市内雇用者としては新左山工業団地が41名、花き市場が正規社員20名、パート110名です等の答弁がありました。

6款 農林水産業費について、主な答弁としては、農業団体育成指導補助金は、園芸振興事業が91名、農業後継者育成事業が7名、農家生活改善事業が18名、産地直売振興事業が162名等の答弁がありました。

7款 商工費については、商工業振興資金融資は、109件の申請のうち受理したのが103件で、残りは市税の滞納が5件、要件の不備が1件ですとの答弁がありました。

8款 土木費について、主な答弁としては、道路新設改良事業はすべて区長要望工事です、合計で1億7,455万5,478円です。

木造住宅の耐震診断は広報等でPRしているが、18年度までの計は耐震診断が994棟で、そのうち耐震改修が112件です。

洪水調整池は総合治水対策基本計画の中で実施しており、2,500トンの調整容量を確保しています等の答弁がありました。

9款 消防費について、主な答弁としては、自警団は吉池、荒井、ゆたか台の3地区にあります、19年度からはなくなります。

救急活動で、1日に10件以上出動したのは年間で42回、1日15件出動したのが最高でした。年間でトリプル61回、フォース4回。非番招集は7回です等の答弁がありました。

10 款 教育費について、主な答弁としては、就学援助の周知方法は、小学生は入学式において、中学生は入学式、保護者会において説明しています。

教育振興費で、補助教員がクラス担任と打ち合わせをする時間が不足しているということは、聞いていません。

生徒派遣費補助の内容は、3中学校の生徒が各種大会へ参加する補助と、東海陸上競技大会へ沓掛中学校から8名、ジュニアオリンピック陸上競技大会へ3名、東海吹奏楽コンクールへ沓掛中学校から36名を派遣しました。

文化会館の利用率が下がっている要因は把握していません。また、PR的なことは行っていません等の答弁がありました。

11 款から 14 款までについての質疑はありませんでした。

以上で、1日目の一般会計についての報告を終わり、続いて2日目の9特別会計についての報告を行います。

特別会計についても、各会計の議案ごとに説明を受けた後、質疑に入りましたが、一般会計同様、主な答弁のみご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

認定議案第2号の国民健康保険特別会計について、主な答弁としては、保険税滞納世帯は 2,077 世帯です。短期保険証発行件数は、18 年8月現在で 104 件です。6割軽減は 2,935 人、4割軽減は 722 人、年金控除が影響するのは 100 世帯です。

保険税システム変更委託料が昨年度と比較して伸びているが、2年に一度行う保険証の更新のためです等の答弁がありました。

認定議案第3号の下水道事業特別会計について、主な答弁として、一般会計からの繰入金金の9億円の内大半は起債の償還金です。維持管理費はほぼ使用料で賄っており、収入の改善は、資本費として起債償還の一部を加える使用料の見直しを検討しています。

境川流域下水道維持管理費負担金は、豊明は境川流域下水道の処理区域のため、県に支払っています等の答弁がありました。

認定議案第4号の土地取得特別会計については、質疑はありませんでした。

認定議案第5号の墓園事業特別会計については、墓所の返還は、使用したものはありませんとの答弁がありました。

認定議案第6号の老人保健特別会計については、現役並みの3割負担となる対象者 170 人に通知しました。さらに申請がない場合については、再度通知する予定でありますとの答弁がありました。

認定議案第7号の農村集落家庭排水施設特別会計については、家庭排水施設事業費は、沓掛浄化センターの維持管理事業で、施設が老朽化してきているので、平成 17 年度から国庫補助事業として処理施設の機能強化対策を実施していますとの答弁がありました。

認定議案第8号の有料駐車場事業特別会計について、主な答弁としては、17 年度の使用料は 1,682 万 9,340 円で約 100 万円ほど増えています等の答弁がありました。

認定議案第9号の介護保険特別会計について、主な答弁としては、国庫支出金の調整交付金がゼロになった理由は、高齢化率が全国に比較すると低く、第6階層の割合が国の基準より高いため、不交付団体となったためであります。

要支援の認定者が増加しましたが、サービスの利用にはつながっていません。利用率は74%、1,260人くらいの方がサービスを利用しています。

滞納については、人数に変化はありません。

介護保険料について、激変緩和対象者は1,147人で、金額にして6,000万円ほどです。

要介護認定者数は1,750人で、そのうち障害者は124人です等の答弁がありました。

認定議案第10号の工業用地造成事業特別会計については、質疑がありませんでした。

以上で各認定議案の質疑を終結し討論に入り、各委員より賛成、反対の討論がありましたが、委員会での討論は、本日改めて本会議場で詳しく討論されると思いますので、ここでの報告は省略させていただきます。

なお、採決については議案順に行い、委員会報告書のとおり、認定議案第1号、第2号、第8号、第9号及び第10号の5認定議案は賛成多数で認定すべきものと、認定議案第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号の5認定議案は全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

#### No.12 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.13 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入りますが、討論については10議案を一括して行い、採決は各認定議案ごとに行います。

討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、毛受明宏議員。

#### No.14 ○1番(毛受明宏議員)

ご指名をいただき、ありがとうございます。

それでは、認定議案第1号より第10号までの平成18年度豊明市一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で新政会を代表し討論をいたします。

さて、経済の見通しであります。2008年度も緩やかな成長が続く。世界経済の成長という良好な外部環境が続く中、輸出の拡大が生産を増加させ、さらに企業収益の改善を背景に設備投資が増加する。企業部門の回復ほどではないが、雇用、所得環境が改善していく方向に変わりはなく、個人消費は緩やかに増加して、成長を下支えする。2008年度実質成長率はプラス2.1%と、7年連続のプラス成長が見込まれる。

また、名目成長率はプラス2.3%と、6年連続のプラス成長となり、GDPデフレーターはプラス0.2%と、消費税率の引き上げがあった97年度以来、11年振りにプラスに転じるなどの報告もあります。

市民税を中心とした堅調な税収に頼ることはもとよりですが、不交付団体となり、財源の確保においてますます厳しい状況となり、財政運営に当たっては、企業誘致等が急務の状況と思われます。

先の一般月刊誌において紹介された住みやすさランキング全国1位の名誉は、借金体質ではないことも評価されていました。今後も健全財政に向けて努力していただきますようお願いし、討論に入ります。

さて、18年度の決算について、本市の一般会計の総額は、歳入176億2,229万2,928円で、前年度比10億1,972万642円、5.5%減。歳出は169億233万3,872円で、前年度比8億117万8,831円、4.5%の減。年々歳入歳出ともに減であります。逆に標準税収入額は平成16年度101億円、平成17年度104億円、平成18年度110億円と伸びて、財政力指数も平成16年度0.92、平成17年度0.95、平成18年度0.97と年々上昇し、19年度は基準財政需要額を基準財政収入額が上回り、地方交付税の不交付団体となり、健全に財政運営を心がけているものと評価はしますが、財政力不足に拍車がかかり、もろ手を挙げて喜ぶことのできない名誉とも感じます。

個別に見ますと、市税につきましては約96億6,819万円で、前年度に比べると約2億4,711万円の増とのことで、景気回復を受け、所得の伸びと定率減税の縮減などの税制改正分があったようです。

地方譲与税は約6億9,859万円で、前年に比べると約2億5,230万円の増で、三位一体改革の影響で所得譲与税が大幅に伸びたとのこと。

地方特例交付金は2億9,929万円で、前年度比約7,459万円の減で、定率減税の縮減が要因のようです。

地方交付税は約2億5,919万円で、前年度に比べ約1億9,028万円の減で、これも三位一体改革による減のようでもあります。

繰入金は約8億5,343万円で、前年度比約7億2,830万円の減で、歳入不足を補うため基金から繰り入れるもので、18年度は文化振興基金の廃止を始め財政調整基金なども一部取り崩して繰り入れており、前年度より大幅な減は基金全体の減少とのこと。

歳出につきましては、総務費の財産管理費にてAEDを保健センター、文化会館、福祉体育館の3カ所、不特定多数の人が集まる場所に新たに設置して、市民の緊急事態にも対

処できるようになり、効果的なことと評価します。今後、市内学校施設を始め設置予定されていますが、市内全施設に早期に設置することを願います。

総務費、電算管理費では、あいち電子自治体推進協議会への参入で、電子申請・届出システム稼働運営を行い、施設の利用予約の利便性を高め、利用者増大につながり、地域住民の連携強化、生涯学習、健康の促進等、ますますの施設利用のPRに努めていただくことを願います。

民生費、保育園費にて、内山保育園園舎耐震等改修工事が施工され、近い将来に高い確率で豊明を襲うと予想されている東海、東南海地震に向けて、園児の安全確保に努める大切な工事と評価します。そして、市内公共施設で耐震改修の未改修施設が早期に施工実施されることを望みます。

衛生費、清掃総務費では、東部知多衛生組合のごみ焼却炉延命処置のための負担金で、市民の毎日の生活で必要度を高く示すものと考えます。延命処置に向けて着々と進むわけですが、あくまでも延命で、将来は新たに新築を今から考えなくてはならないこととも言えるでしょう。大変重大な問題なので、今後とも検討を願います。

商工費、商工総務費のうち、公共施設巡回バス決算額増は、沓掛小学校区児童の通学にかかったためであり、県道春木沓掛線の交通量増大に伴い、交通安全の観点からも喜ばしいことと思う。公共施設巡回バスの予算の執行については、今後も市民の要望を十分反映し、柔軟な対応を望む。

土木費では、日ごろ生活面で不便や危険を感じ要望される区長要望工事は、市民の直接的な声でもあり、将来安全で住みやすいまちづくりを推進するのに必要なことであると言えます。財政厳しき状況ではありますが、今後も十分な対応を望みます。

土木費、都市計画総務費の木造住宅耐震改修費補助金では、建築基準法の耐震基準が強化された昭和 56 年5月以前の旧耐震基準住宅の倒壊等を予防する、そして市民の命を守る大切な補助金と言えるでしょう。ちなみに阪神・淡路大震災では、6,400 名を超える方が亡くなりましたが、そのうち約8割は昭和 56 年5月以前の旧耐震基準住宅の倒壊等によるものでした。こうしてこの場所にいる私どもが守りきれることとは思っていませんが、防災に努め、災害を最小限に食いとめることはできると思います。迫り来る東海、東南海地震へ向けて、さらなる意識の改革を望みます。

さて、特別会計に入りますが、まず本年度をもって事業完了となりました工業用地造成事業特別会計でございますが、経済不況の逆風の中での事業展開ではありましたが、関係各位のご尽力により、ここに終了できたことであり、ご苦勞をねぎらうものであります。

農村集落家庭排水施設特別会計は、平成 18 年度事業で農村集落家庭排水資源循環総合補助事業約1億 8,800 万円余、国民健康保険特別会計は前年度比 4.7%の増加で、概ね良好と判断します。

以上で平成 18 年度の決算については適正と判断し、認定議案第1号から第 10 号までの賛成討論を終わります。

## No.15 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、松山廣見議員。

## No.16 ○15番(松山廣見議員)

それでは、議長の指名を得ましたので、公明党市議団を代表して豊明市平成 18 年度一般会計、特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は企業収益の改善が見られるなど、全体として民間需要中心の緩やかな景気回復が続いている。しかし一方では、原油価格の高騰など、世界経済の先行きに不安が生じているところです。

また、地方自治体にあつては、国の三位一体改革による国庫補助負担金や地方交付税等の見直しなどにより、今後も厳しい財政状況が予想されます。このように地方自治体の置かれております現下の厳しい財政環境の中にあつて、当市の理事者は自主財源を始め、依存財源の確保に最大の努力をされております。

一方、歳出におきましては、管理経費の節減に努力された跡が随所に見られ、財政経営の効率化、健全化に細心の注意を払ったのが、この決算であり、私は本決算を認定することに何らの問題点もないものと確信するものです。

限られた予算の中で福祉向上と市民生活に密着した事業が順調に実施されております。

決算収支状況では、一般・特別会計の決算総額は、歳入は 318 億 4,100 余万円、歳出は 309 億 4,600 余万円となっております。歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 8 億 9,500 余万円であります。一般会計における実質収支額は 7 億 1,900 余万円、特別会計においては 1 億 7,000 余万円と、それぞれ黒字の報告でした。

当年度の実質収支 8 億 9,000 余万円から前年度の実質収支 10 億 5,900 余万円を差し引いた単年度収支では 1 億 6,900 余万円の赤字となったものの、自主財源の根幹である市税は、前年度 3 億 2,800 余万円の増収に引き続き、2 億 4,700 余万円増収の 96 億 6,800 余万円となりました。

市税収入については、個人市民税は税制改正により、また法人市民税は緩やかな景気回復により、それぞれ増加しましたが、固定資産税にあつては、3 年に一度の評価替えの年に当たり、土地については下げどまり感があるものの、下落傾向にあることが報告されております。

一般会計では、収入未済額が 2 億 7,500 余万円、不納欠損額が 2,900 余万円。特別会計では、収入未済額が 6 億 8,400 余万円、不納欠損額が 5,000 余万円となっております。この収入未済額については、収入未済となる要因を分析した上で、収入事務のあり方について検討を加え、市民負担の公平を第一にして、収納率の向上に向けて努力をしていただきたいと思います。

次に、歳出については、一般会計 169 億 200 余万円、特別会計 140 億 4,400 余万円で、前年度と比較して合計 8 億 8,700 余万円、2.8% 減少しております。これは一般会計で愛知用水二期事業が前年度に完了したことによる農業振興費の減少及び教育施設整備事業の減少です。

特別会計では、国民健康保険事業や介護保険事業は増加したものの、工業用地造成事業が減少したことなどが主な要因であります。18 年度において前年度に引き続き公共施設の耐震化事業やアスベスト対策事業に取り組み、公共施設等に設置するための自動体外式除細動器 (AED) 購入事業、有機循環推進事業、沓掛浄化センター等改修事業、沓掛小学校校舎建設工事設計委託事業など、主要な施策が実施されました。

以上のような決算内容であって、市民の期待に的確にこたえていくためには、厳しい財政状況を踏まえ、財源の確保に努められ、今後においては公債費の累増が確実に予見されますので、長期的展望に立った財政運営の確立を期し、百年の大計を誤らないよう細心の注意と一層の努力を重ねるよう、特に要望意見を付しまして私の賛成討論といたします。

#### No.17 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.18 ○13番(前山美恵子議員)

認定議案第1号 一般会計、そして認定議案第2号 国民健康保険特別会計、認定議案第9号 介護保険特別会計について反対の討論をし、他については賛成といたします。

まず、認定議案第1号 一般会計について反対討論をいたします。

18 年度は国の三位一体改革の最終年度に当たります。この年は国が地方に財源保障で 16 年度のように大幅な地方交付税の削減はしないと、17 年度とほぼ同水準にいたしました。しかし、社会保障関係の自然増が見込まれた中で、財源の方は前年並みですから、前年と同じ水準の行政運営や行政サービスを維持することは困難になることから、国はその分の財源を職員の給与の削減など、人件費の削減で相殺する形をとりました。このことは本市の決算でもゆがみが明らかになりました。

さて、三位一体改革と言いますが、国庫補助負担金の削減と税源移譲と、地方交付税の大幅削減の2つが同時に、また無関係に進められたのが実態であり、3年間で5兆 2,000 億円が税源移譲され、交付税化されたのは3兆円と交付金の 8,000 億円であり、1兆 5,000 億円も削減されました。

その影響は、本市で見てもみますと児童手当、児童扶養手当、身体障害者保護費負担金、農業委員会交付金、農業共済事務事業事務費負担金等々であり、3年前から移譲されたものでは公立保育園運営費、就学援助の準要保護分、介護保険事務交付金などが一般財源化され、所得譲与税や地方交付税に含まれていると見られております。

しかし、18年度の所得譲与税が増額になったのは、19年から始まる所得税と住民税の税率のフラット化による住民税の不足分を補うための財源手当が含まれており、この額がどの程度保障されているのかも不明であります。そのため、国庫負担金の削減分が保障されたのかどうかも不明であり、交付税も大幅に削減されていることから、国が本来担うべき責任を大幅に後退させたことは明瞭であり、かつ重大であります。

さて、18年度は住民は福祉切り捨てと増税に苦しめられました。特に、社会的弱者と言われる高齢者、障害者、母子家庭などが標的にされ、定率減税の縮小による所得税や住民税の増税、入院や入所施設でのホテルコストの負担増、障害者自立支援法による負担増、生活保護費の母子、老齢の加算カット、児童扶養手当の縮小等々、枚挙にいとまがありません。

このように貧困と格差が拡大されれば、住民の相談業務を請け負う市担当課の業務も煩雑になり、折からの地方行革での人員削減のあおりを受けている中、臨時職員の配置や残業で業務をこなしているのが現状と言えましょう。

ところで、住民の生活が困窮しているときこそ、福祉の充実を図ることが地方自治体の役割であり、本旨であるはずですが、ところが、国の福祉施策の後退を補うどころか、市独自の福祉施策、例えば給食サービス費の値上げ、延長保育料や健康診断の有料化など、福祉施策を後退させました。住民の生活を国の悪政から守る砦として存在する地方自治体のあるべき姿ではありません。この点について、20年度において改善をされるよう、ここに求めておきます。

さて、一般会計でもう一点申し述べておきますと、国の電子政府構想の看板である電子申請の実態について、ほとんどが利用されていない状態にあることが浮かび上がっております。国はこのむだ遣いの解消に躍起になっており、利用促進の対策を考えているというのが実情のようであります。こうした無責任なシステムの導入が本市にも押しつけられており、大幅な予算が投入されており、従来型の公共事業にかわる事業であるということを、ここに述べておきます。

次に、認定議案第2号 国民健康保険特別会計の反対討論をいたします。

貧困と社会的格差の広がりが深刻な状況です。とりわけ高過ぎて払いたくても払えない国保税、そして国保税を払えない住民の命の問題でもあり、マスコミでも深刻な社会問題として取り上げております。

こんなに高過ぎる国保税になったいきさつは、1984年に国が定率の国庫負担割合を医療費の45%から38.5%に引き下げたことから始まります。国の負担の後退が、住民の保険料の引き上げを招き、多くの滞納者を発生させてきました。また、これを皮切りに国保事業に対する国庫負担や補助制度も改悪をし、国の責任を後退させてきました。事務費負担金の廃止、保険料軽減負担金を保険基盤安定制度に等々であります。その結果、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、かつては49.8%であったものが、現在では34.5%にも落ち込みました。金額にすれば1兆6,000億円もの削減です。

18年度は、さらに国は国庫負担を7,000億円削減しました。定率国庫負担を40%から34%にし、財政調整交付金を10%から9%に、削減した7%分は新しく県調整交付金にされました。また、保険基盤安定制度の国の負担もなくなりました。定率の国庫負担から調整交付金に切りかわったことから、金額の補償がされなくなり、その穴埋めは自治体か住民にかかってまいります。

このような状況下、本市の場合において、18年度は引き上げを押さえられており、このご努力には理解をするものですが、1人当たりの保険税も所得に対して10%を超える額を払わなければなりません。特に、低所得者ほど比率が高くなってまいります。滞納者も2,000人を超えており、この点について解決はされておりませんし、高齢者が年金控除の引き下げにより軽減を受給できなくなる等々、新たな問題が解決もされず残されたままです。

このような問題の解決には、国が責任を果たすことは当然であり、市も一般財源の繰り入れを多くし、国保税の引き下げと減免制度の拡充をすべきであります。市の努力を求めて、反対討論といたします。

次に、認定議案第9号 介護保険特別会計の反対討論です。

18年度は第3期の介護保険制度が始まった1年目に当たります。この年は介護保険制度が始まって以来、初めて利用者が減少したとマスコミで報道されました。このことは軽度の人を対象にした介護予防を重視して、介護給付とは別立ての新予防給付がつけられたのが、大きな要因と言えるのではないかと考えます。

本市においては、要介護サービスが増えていることから、結果として全体で増加になっております。要介護1の人の大半を要支援に移し、介護予防サービスに切りかえ、軽度の高齢者から介護ベッドや車いすを取り上げ、予防サービスも制限が加えられております。その結果、介護予防サービスが減少し、本市でも第3期計画値に対して実績は1割にしかありませんでした。第3期計画値は今期の介護保険料に反映されており、愛知県下で2番目に高い介護保険料を招きました。

また、余剰金が1億1,000万円も残されたにもかかわらず、保険料の滞納者が250人となっており、高齢者には介護保険料が大きな負担であると言えます。

このような状況があることから、改定された介護保険をそのまま放置することなく、介護保険料の引き下げをすべきでありました。また、増税により課税者になった高齢者には、収入が増えていないにもかかわらず、高い保険料を払わなければなりません。軽減策を講ずることが求められます。

以上によって、介護保険特別会計についても反対討論といたしました。

#### No.19 ○議長(堀田勝司議員)

討論の途中ですが、ここで10分間の休憩といたします。

午前11時3分休憩

午前11時13分再開

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き討論を続けます。  
続いて、榊原杏子議員。

No.21 ○5番(榊原杏子議員)

平成18年度の決算について、会派を代表し討論をいたします。

認定議案第1号、第8号、第10号、一般会計と有料駐車場事業特別会計、工業用地造成事業特別会計について反対、そのほかについては賛成といたします。

日本経済は戦後最長の景気拡大、「いざなぎ超え」と言われたものの、サラリーマンの平均所得は減り続け、個人消費は落ち込み、大企業の業績は伸びても、中小零細企業は倒産に追い込まれ、全体の倒産件数は増加。国も地方も財政の窮乏はより進み、「実感なき景気回復」と評される状態が続いています。「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」などの言葉も盛んに聞かれ、格差の拡大が一層進んでしまった1年でありました。

当市においても、個人市民税の伸びは税制改正によるものであって、倒産と生活困窮世帯の増加により不納欠損額が大幅に増加するなど、市民の生活の苦しさが見てとれる一方で、国からはあの手この手で交付を削られ、残りわずかな基金を崩して対応するも、年々財政状況は厳しくなるばかりであります。削るところはもう限界に近い、事業自体の見直しをしないと、次の予算が編成できないとの見解も示されました。

このような状況下で、第4次総合計画はスタートしたわけですが、予算の重点配分が必要とされながらも、総合計画は夢を描くものと、あれもこれも盛り込んだ総花的な計画となったためか、それぞれの事業との関連性が見えにくくなっています。

わかりやすい例で言えば、10年後の目標人口を7万2,000人と定めているものの、18年度中の増は83人に過ぎず、これといって人口増加策に力を注いだ形跡もなく、かといって多少狂っても10年計画だからと危機感も特に感じられない答弁、このまま10年たっても夢は夢のままであろうと容易に想像がつく1年目の結果でありました。

さて、削るところが限界というのは本当でしょうか。行革は第4次の最終年度であり、実施計画を着実に実行したとされていますが、2.5億の削減を見込んだものの、実績は1億強にとどまり、思うように効果が出なかったとの答弁でありました。この結果も見越してか、年度中に策定された第5次行革では、国から言われた集中改革プランも含めて、市民の負担増を強いる項目が数多く取り入れられています。

職員の人件費抑制を歳出削減の大きな柱とした行革は、確かに限界であろうと思いますが、受益者負担の名のもとに苦しい市民にさらに負担を押しつけて、帳じり合わせをするのがいいはずありません。

実際、延長保育の有料化、高齢者の宅配給食サービスの自己負担増などで、それぞれ利用が減ってしまいました。負担増によって必要なサービスが受けられなくなるのは、実に本末転倒であり、無意味なことです。今後の行革で検討されている同様の項目についても、事業の意義や利用対象者の性質をよく見きわめた上での選択をするべきです。

以前から廃止を求める声もあった前納報奨金制度については、18年度は率、上限とも引き下げられましたが、結果を見ても大きな影響はなかったとの答弁でありました。もっと早くから取り組めていればと悔やまれるところでもあります。

電子入札制度については、県内市町と合同で導入準備をしてきて、18年度中には準備はほぼ整ったということでしたが、全工事への拡大は21年度からとされており、既に稼働をさせている他市町との差異を感じます。よりにもよって、コスト削減効果が大きいと期待できるこうした事業への取り組みが遅れるというのは、理解しがたいものがあります。

毎年言われている各種委託料については、特定の業者を悪者扱いしていれば済むものでもありません。各々の事業については交渉を行ったり、仕様の見直しをされるなど、努力されている部分も見受けられます。

しかしながら、一たん委託にしてしまった事業、随意契約のものは、特に前年とほぼ同様の額、内容で継続される傾向がどうしてもあります。それぞれの事業の意義を考え、事業そのものの見直しの対象から漏れてしまわないように総点検が急務であると感じます。

また、新たに委託をしたものについて、仕事量との関係を聞いても、その分余裕が出たものやら、新しいことができたやら、明確にはなりません。そこを把握していなければ、そもそも委託化の検討自体ができないはずなのに、おかしいことだと思います。

全体的な仕事量と職員の配置の関係も歪みが大きくなっていると感じます。組織の改編も近く予定されているようですが、現状からプラス何人、マイナス何人という考えで行うのではなく、仕事量を冷静に見きわめて、必要なところにきちんと配置ができるように見直さなければなりません。

仕事量を把握するための仕組みづくりには、勤務管理システムや事務事業評価など、これまでも随分手間も費用もかけてきたはずですが、データを生かすも殺すも管理者の判断力次第の部分もあります。職員研修の効果は把握が難しいと毎年言われますが、こうした折に成果があらわれてくるのかもしれませんが、自分のところに何人持ってくるというような安易な発想を捨て、全体を見渡した意義のある改編につながるよう望むばかりです。

また、職員の配置に関連して臨時職員の雇用に関しても、折々問題を指摘してきていますが、昨今は特に福祉部門において、募集しても応募がないなど、確保に苦労する場面が頻出し、不用額として上がってきています。資格を持った専門職などを短期、低待遇で都合よく使おうとしても、そううまくはいかなくなってきたわけです。任用体制について考えを改める時期に来ています。必要なところにはしっかりした待遇で適切な人員を配置していかなければ、現場は混乱し、サービスは後退し、市民に迷惑がかかることは言うまでもありません。

冒頭に申し上げたように、一部大企業の業績に支えられた景気の回復が、何年たっても実感の持てるものになっていかないのは、企業の収益増が労働者の人件費削減に支えられているため、個人消費に結びついていないことが大きな原因とされており、行政がこれらに追従して人員削減ありきで考えることは、非常に危険で愚かなことです。事業の取捨選択はこれまでに十分にされてきてしかるべきものであったはずです。

また、重ねて申し述べますが、やれることをすべてやったとは言い切れない状態で、財政難を理由に安易に市民に負担を求めるのは、間違った方向です。市民の理解と協力をいただいて、総合計画の目指す市民協働のまちづくりを推進していくためにも、障害になってくると。そういった意味でも、予算執行には一層の工夫の余地があり、必要であったと感じます。

特別会計については、有料駐車場は毎年何かと手を加えて、利用増を図っていますが、維持費プラスアルファ程度の収益であることに変わりなく、トータルとして事業の意義が明確でないことから反対です。

工業用地については、長い間の苦労を経て会計は消滅しますが、きちんと総まとめをして、甘い見込みで取りかかった反省を忘れてはなりません。

厳しい財政状況は今後も続きます。全国的な傾向だからと甘えていれば、近隣の元気な市町から取り残されてしまいます。データの上だけでなく、真に移り住みたくなるまちNo.1となれるよう、住民獲得競争に打って出られる戦略の構築を求め、討論いたします。

#### No.22 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、杉浦光男議員。

#### No.23 ○4番(杉浦光男議員)

認定議案第1号から第10号までの平成18年度豊明市一般会計及び特別会計決算について賛成の討論をいたします。

豊明市の財政の現状について、数字をもとに3つの視点より見てみます。

まず1つ目、財政の豊かさをあらわす指数の一つである財政力指数ですが、基準財政需要額85億3,141万9,000円、基準財政収入額84億3,759万6,000円であり、指数は0.97で、前年度と比較して0.02ポイント上昇しています。

2つ目、歳入総額に対する自主財源は127億7,225万2,684円で、その比率、すなわち自主財源比率は72.5%で、前年度より1.5%上回っています。行政活動の自主性が確保されているというふうに考えてもいいというふうに思います。

3つ目、公債費についてですが、市債による歳入9億8,190万円、それに対して歳出は10億6,280万2,000円です。緊縮財政ですけれども、借り入れる方を少なくする。すなわち、債務を減らす大枠の中で予算化、執行している様子がわかります。

決算の概要の中に、バランスシートと行政コスト計算書が示されています。これらは市の

財政状況をわかりやすく提供しており、行政にとって重要な課題である情報公開と説明責任を果たすことにつながる一つのものであろうと考えております。

以上、私にとっては少ない資料の中からも総論的に述べさせていただきますが、1～2各論的に述べさせていただきます。

その1つとしては、市税の各項目における未済額の回収に努力をしていただきたいというふうに思います。1円のお金もむだにすることなく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、歳出における不用額ですが、不用額を最小限に抑えることができるように、予算化時により慎重な対応を望みます。

最後に、18年度の歳出総額に占める義務的経費は48.4%です。高齢化の時代、義務的経費の増大は目に見えております。このような状況の中で、豊明市が豊明市としてあり続けるためには、社会資本の充実も含めて将来的な展望を持って、財源の充実確保の施策を図っていただきたいというふうに思います。

以上です。

#### No.24 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、石川清康議員。

#### No.25 ○22番(石川清康議員)

認定議案第1号から第10号までについて賛成の討論をいたします。

市税収入は前年比2.6%増の96億8,600万円である。この額は予算説明時の91億7,200万円とする予想を大幅に上回り、約5億円の増収であります。

物件費、繰出金、經常経費などの歳出削減に、まだまだ努力が足りないのではないかと指摘しておきます。

財政的には厳しく、財源にも限りがある中、今後の行財政運営の簡素化、効率化に努め、予算執行の決算ができるよう要望しておきます。

以上で終わります。

#### No.26 ○議長(堀田勝司議員)

以上で討論を終結し採決に入ります。

初めに、認定議案第1号について採決を行います。

認定議案第1号に係る委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.27 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第1号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第2号について採決を行います。  
認定議案第2号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.28 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第2号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第3号について採決を行います。  
認定議案第3号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.29 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第3号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第4号について採決を行います。  
認定議案第4号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.30 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第4号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第5号について採決を行います。  
認定議案第5号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.31 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第5号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第6号について採決を行います。

認定議案第6号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.32 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第6号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第7号について採決を行います。  
認定議案第7号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.33 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、認定議案第7号は委員長報告のとおり認定と決しました。

続いて、認定議案第8号について採決を行います。  
認定議案第8号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.34 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第8号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第9号について採決を行います。  
認定議案第9号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

**No.35 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成多数であります。よって、認定議案第9号は委員長報告のとおり認定と決しました。  
続いて、認定議案第10号について採決を行います。  
認定議案第10号に係る委員長の報告は認定であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

#### No.36 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、認定議案第 10 号は委員長報告のとおり認定と決しました。

以上で日程2を終わります。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 43 号から議案第 48 号までの6議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。

初めに平野敬祐総務文教常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.37 ○総務文教常任委員長(平野敬祐議員)

議長よりご指名をいただきましたので、総務文教常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてご報告を申し上げます。

9月 12 日午前 10 時より総務文教常任委員全員と市長以下関係職員出席のもと、付託議案を審議いたしました。

最初に、議案第 43 号 字の区域の変更についてを議題としました。

主な質疑と答弁は、豊明市の面積は変わるのか、土地の現況はとの問いに、豊明市、東郷町ともに同等の面積を編入しているので、豊明市の面積 23.18 平方キロメートルは変更ない。土地の現況は、兵庫四丁目の地区は道路、清水三丁目が田、清水四丁目が池であると答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、議案第 43 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 44 号 政治倫理の確立のための豊明市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 44 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 45 号 豊明市個人情報保護条例の一部改正についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 45 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 46 号 豊明市土地開発公社定款の一部改正についてを議題としました。

質疑・討論はなく、議案第 46 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 47 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会

所管部分についてを議題としました。

主な質疑と答弁は、災害用エアテントはどのような用途か、なぜこの時期に補正するのかとの問いに、災害用エアテントは、集団災害発生時に救護者の支援場所として活用する場合と、緊急援助隊の訓練の際、野営支援の場所として活用する場合を考えている。

災害用エアテントは、従前より購入の希望をしていたが、財政が厳しい中、優先順位を定めて必要な装備を図ってきた。今年度2月14日の一番寒い時期に緊急援助隊の訓練が計画されているため、今回計上したと答弁がありました。

災害用エアテントは、国・県の補助対象にならないのかの問いに、災害用エアテントの国・県の補助対象は、民間における防災関係では補助対象となるものがあるが、自治体における防災関係は補助対象外であると答弁がありました。

テントの説明と近隣市町の状況についての問いに、テントは6メートル四方で、収容人員は1人当たり3平方メートルとして12人分と想定している。近隣は、ほぼ5市が整えていると答弁がありました。

図書購入費で寄附額に20万円上乗せしたのはなぜか、また今後の読書推進計画はとの問いに、図書購入費について市で20万円を持ち出しするのは、各校10万円とするためである。

子ども読書推進計画は、今年度を契機として予算確保をしていきたいと答弁がありました。

子ども食育発信校委託についての問いに、子ども食育発信校委託は、大宮小学校を対象としており、これまでも大宮農園で行っていたとの答弁がありました。

教育振興費の3つの事業委託は、金額が決定しているかの問いに、教育振興事業の委託についてはモデル校で実施し、金額は決定しているとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、議案第47号のうち本委員会所管部分は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審議経過と結果のご報告を終わります。

#### No.38 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて山田英明厚生常任委員長、登壇にて報告をお願いします。

#### No.39 ○厚生常任委員長(山田英明議員)

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成19年9月13日午前10時より全厚生常任委員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

最初に、議案第 47 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入り、主な質疑、答弁について報告します。

ケアホーム、グループホームは何カ所か、障害者共同生活介護・共同生活援助給付費についての質疑に対し、ケアホームは4カ所で、グループホームは精神障害者の方が2名入所しています。平成 17 年度までは、月額単位で給付費が支払われていましたが、平成 18 年度からは、日額単位で支払われることになり、事業者の収入が少なくなるため、それを補てんするための補助金です。

ケアホームとグループホームの 700 円と 400 円の違いはの質疑に対し、ケアホームは介護を必要とする者が利用する施設であり、グループホームは何とか自分で身の回りのことができる者が利用する施設であり、一定時間ホームヘルパーを利用した場合の費用が 700 円と 400 円程度で、これが県の補助基準となっていますとの答弁がありました。

多言語版マップ作成委託料で、各地区に案内板を貼ることはできないかの質疑に、多文化共生推進計画に基づき、市内案内板の多言語対応を年次計画により進めていきますが、多言語版マップを各地域の広報板に貼ることについても検討していきますとの答弁がありました。

多言語版マップ作成委託料の内訳は、また英語、中国語、ポルトガル語の文字の入れかえだけなのかの質疑に、翻訳料、デザイン料、レイアウト料、イラスト料が含まれています。

助成は3カ国語で 180 万円の交付を申請し、100 万円が交付決定されました。基本的には文字の入れかえだけなので、交付決定額に合わせ、100 万円で積算をしましたとの答弁がありました。

障害者就労支援奨励金給付費について、給料と施設に支払うバランスはの質疑に対し、授産施設等で働く障害者にも自己負担が課せられるので、就労意欲が低下しないように、低所得者の自己負担分月額 3,750 円をなしにするため、就労支援金として本人に日額 175 円を奨励金として給付するものと答弁がありました。

環境監視員報酬について、当初予算で年間の報酬が決定されていたのか、雇っている人は1人か、緊急性について等々の質疑に対し、当初予算で1人、週5日、月 20 日、月額 19 万 1,000 円。総額 229 万 2,000 円計上しましたが、不法投棄が頻繁にあり、市民からの苦情も多く、緊急の出勤体制が必要とされ、4月から月 20 日と月 10 日の2人体制で行い、そのため今回補正をしましたとの答弁がありました。

保育園営繕工事について、工事の時期、期間、園児の安全対策、9月補正とした理由についての質疑があり、館保育園は、園庭の改修であり、直ちに実施し、園庭への出入口は別に確保します。

南部保育園は、ゼロ歳児と1歳児が使用しており、工事期間は別の部屋を使用します。

二村台保育園は、調理室のグレーチング取りかえ等で工事の時期は園と協議します。

当初予算では、懸案事項を優先としたので今回の補正となりましたとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入り、環境監視員は4月から働いているので、6月補正が適正と思う。保育園は事故がないようお願いする。多言語版マップは案内板へ掲示、各区長に預ける方法を検討するようお願いして賛成としますとの討論がありました。

ここで討論を終結し、採決に入りました。

採決の結果、議案第47号のうち本委員会所管部分については全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号 平成19年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題としました。

本案件については、本会議で提案説明を既に受けており、説明を省略し、質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論もなく、直ちに採決に入りました。

採決の結果、議案第48号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案についての審議経過と審議結果の報告を終わります。

#### No.40 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて平野龍司経済建設常任委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.41 ○経済建設常任委員長(平野龍司議員)

議長のご指名をいただきましたので、経済建設常任委員会に付託されました議案の審議内容と結果についてご報告いたします。

去る9月14日午前10時より経済建設常任委員全員と市長並びに関係職員出席のもと、委員会を開催いたしました。

議案第47号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑と答弁に入りました。

主な質疑と答弁といたしましては、桜ヶ丘沓掛線の公社からの買い戻し後は、残りどれくらいかの問いに、全体面積7,274平米のうち、未買収部分は3,538.05平米との答弁がございました。

次に、集落排水の接続のための工事が今回3軒だが、残り何軒かの問いに対し、残りは3軒が未整備地区との答弁がありました。

二村山緑地用地の購入のための地方債の中身はの問いに、県との協議制度をとってお

り、その前に議会の議決を得ることになっている。

昨年度の借り入れは、市中銀行で利率 1.1%、1年据え置き、10年償還との答弁でございました。

大脇館線の用地買収の用地購入の面積及び場所はとの問いに、1筆 15.82 平米で、国道 1 号線とタッチする角切り部分の一部との答弁がありました。

ここで質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第 2 号)のうち本委員会所管部分は、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審議経過と結果の報告を終わります。

#### No.42 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.43 ○議長(堀田勝司議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 43 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 43 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.44 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 43 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 44 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 44 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.45 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 44 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 45 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 45 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 45 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 46 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 46 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.47 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 46 号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 47 号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、中村定志議員。

#### No.48 ○3番(中村定志議員)

それでは、議案第 47 号 平成 19 年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、新政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算は1億 8,300 万円余で、大きなものとしては、桜ヶ丘沓掛線と二村山緑地の用地購入費1億 6,500 万円余となる土地開発公社からの用地買い戻しであります。両方とも買収率は2分の1程度ということですが、桜ヶ丘沓掛線は地元の強い要望もあり、早期開通を希望いたします。

地域安全モデル地区補助金については、当初5地区の想定が7地区に増えたことによる増額であり、防犯に対する地域の意識の高さを大変心強く思います。

環境監視員報酬については、環境対策の強化や増加などの理由により、監視員の1名増を図ったとのことですが、予算超過の増員であり、この9月議会では時期が遅いと思われます。緊急時であったことを考慮しますが、今後の執行には十分注意していただきたいと思えます。

障害者共同生活介護・共同生活援助給付費及び障害者就労支援奨励金給付費については、障害者福祉の支援と県の補助金が2分の1あることから、やむを得ないと考えます。

災害用エアテント購入については、財政状況の厳しい中、今必要かという意見もありましたが、いつ起こるかわからない災害に備え、これもやむを得ないと考えます。

県からの委託金で行われる教育振興費の3点ですが、昨年豊明小学校で実施された命を大切にすることを育む教育推進事業を本年度は唐竹小学校で、また地域とはぐくむモラル向上事業は双峰小学校で、子ども食育発信校は大宮小学校で行われることとなり、豊明市の教育において大変有意義であると考えます。

また、各小中学校にそれぞれ10万円の図書及び器具購入費については、一般の方から教育にと100万円のご寄附をいただけるということで、豊明市が現在子ども読書活動推進計画を策定している折、非常にありがたいことであると考えます。

なお、その他の補正についても緊急を要するもの、補助に関するものなど、やむを得ないと考えます。厳しい財政状況のもと、市債発行、繰越金からの繰り入れなどの補正予算ではありますが、どれも市民の皆さんの大切な税金です。むだなく効率的に使われるようお願いをして、賛成討論といたします。

#### No.49 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、一色美智子議員。

#### No.50 ○14番(一色美智子議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議案第47号 平成19年度豊明市一般会計補正予算(第2号)について、公明党市議団を代表いたしまして、賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正の総務費、民生費、衛生費は、どれも市民サービスの向上を図る上からも必要なものであります。

9款 消防費、常備消防事務事業、消防施設設置事業の立上り消火栓設置等補助金の補正は、いずれもいつ起こるかかわからない災害時に備え、絶対必要なものであります。しかしながら、いまだ十分とは言えず、今後も常備備品のより一層の拡大をお願いいたします。

10款 教育費、教育総務費の教育振興事業、命を大切にすることを育む教育推進事業委託料40万円、地域とはぐくむモラル向上事業委託料12万円、子ども食育発信校委託料9万円は、全額県支出金で実施され、大切な子どもを守り育てていく環境づくりが、今後も充実していくと思います。

子ども食育発信校が今年度2つの小学校で実施されていきますが、今後もこの事業が各小学校で増えていくことを要望いたします。

その他の予算につきましても、必要なものばかりであります。市民サービスのより一層の向上を要望いたしまして、賛成討論といたします。

#### No.51 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 47 号に係る各委員長の報告は可決であります。  
本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.52 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は各委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 48 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 48 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

**No.53 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 48 号は委員長報告のとおり可決されました。  
以上で日程3を終わります。  
ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後零時休憩

午後1時再開

**No.54 ○議長(堀田勝司議員)**

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。  
日程4、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。  
請願第1号から請願第3号までの3件の請願を一括議題といたします。  
厚生常任委員会及び議会運営委員会に付託しておりました請願について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審議結果についてそれぞれ各委員長より報告を願います。  
初めに、請願第1号及び請願第2号について山田英明厚生常任委員長より登壇にて報告を願います。

**No.55 ○厚生常任委員長(山田英明議員)**

それでは、議長のご指名がありましたので、厚生常任委員会に付託されました請願についての審議経過と審議結果をご報告いたします。

平成 19 年9月 13 日、全厚生常任委員と関係職員出席のもと、審議をいたしました。  
最初に、請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願を議題

としました。

請願者より趣旨説明の申し出があり、暫時休憩として、これを受け入れました。

休憩を解き、会議を進め、質疑に入りました。

医療費の無料化について、6月議会においての答弁についての質疑に対し、中学3年まで入院無料、通院は小学3年まで無料との答弁でした。

中学3年まで入院無料、通院は小学3年まで無料の場合、また中学3年まで入通院を無料にすると、本市の負担額はの質疑に、中学3年まで入院無料、小学3年まで通院無料にすると、県の拡大により補てんができ、中学3年まで入通院を無料にすると、約6,000万円の負担となるとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入り、6,000万円の負担増となると、財源の確保をしてからでないと無理だと思う。趣旨採択とします。

県内9市で中学3年まで入通院が無料になっている。財源を絞り出し、こういうところに優先して充ててほしい。採択に賛成します。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第1号は賛成多数により趣旨採択と決しました。

次に、請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願を議題としました。

請願者より趣旨説明の申し出があり、暫時休憩として、これを受け入れました。

休憩を解き、会議を進め、質疑に入りました。

国保、介護保険の県内での減免状況はの質疑に、減免は他市と比較して優位に推移し、平成15年度に改正し、現在60件程度受け付けし、減免は28市町村が実施していますとの答弁でした。

第2期から第3期に移るときに値下げした市は、本市はこの28市町村に入っているのかの質疑に対し、値下げした自治体はありません。本市はこの28市町村に入っていないとの答弁でした。

質疑を終結し討論に入りました。

現行の制度を維持してほしい。将来的に財政が豊かになればと思い、趣旨を尊重して趣旨採択とします。

国保制度は十分でないが役割を果たしている。介護保険は一般会計からの繰り入れはできなく、また少子高齢化により財源不足となるので、今は不採択とします。

将来にわたって考えれば、制度の中でやれることがあると思う。国保の滞納が6億7,000万円あり、減免制度をつくって納められるように検討することを要望して採択とします等の討論があり、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、請願第2号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で厚生常任委員会に付託されました請願第1号及び第2号についての審議経過並

びに審議結果の報告を終わります。

#### No.56 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

続いて、請願第3号について平野敬祐議会運営委員長より登壇にて報告を願います。

#### No.57 ○議会運営委員長(平野敬祐議員)

それでは、議会運営委員会に付託されました請願第3号の審議内容と結果についてご報告申し上げます。

9月11日午後1時より議会運営委員会委員全員出席のもと、審議いたしました。

請願者より趣旨説明の申し出があり、委員会開会后、直ちに暫時休憩とし、請願者の代表者から趣旨説明の補足と質疑応答を行いました。

再開後、紹介議員より請願の願意につきまして補足を求めましたが、補足はなく、また質疑もなく、討論に入りました。

討論です。2,000名を超える署名とともに提出されたが、会議を抜け出したことと、1年以上もうそをついて引き延ばしたことに対する声が多かった。うそをつき通したことに対する批判、議会として組織的な対応ができなかったことが残念。昨年の政治倫理等調査特別委員会で調査が十分できなかったことが現在まで引きずっている原因。信頼される議会の清浄化に取り組むことに賛成する。

非常に残念なことが起きて我々も反省しているし、8名の方も十分反省している。議会を清浄化させることには同感であり、賛成する。

賛成の立場で討論する。議長や期数の多い議員がいたのに、なぜこのような問題が起きたのか。我々の自分の置かれている役職と立場を再度一人ひとりが自覚と認識をし、真相究明、議会の体質改善と再発の防止に向けて一緒に反省し、一緒に頑張りたい。

問題を解決することができず残念であった。議会人としてしっかり市民の負託にこたえる活動をする必要であり、賛成するとの討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

請願第3号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審議経過と結果のご報告を終わります。

#### No.58 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.59 ○議長(堀田勝司議員)**

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、請願第1号については討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、三浦桂司議員。

**No.60 ○7番(三浦桂司議員)**

請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願について、新政会を代表して趣旨採択の立場で討論をいたします。

委員会の討論でも申し上げましたように、少子化対策の一環として子どもの医療費無料化制度の拡充が叫ばれている中、市長からも6月議会で来年4月から入院は中学卒業、通院は小学3年まで無料化するという答弁もありました。

本市の財政は大変厳しい状況に置かれております。要望どおり入院、通院を一気に中学卒業まで無料化を進めますと、6,000万円の負担増になるという試算説明もありました。6,000万円という財源の確保、これを見込んでからでない、難しい面もありますので、請願者の願意を酌んで趣旨採択とすべきものと考えます。

**No.61 ○議長(堀田勝司議員)**

続いて、前山美恵子議員。

**No.62 ○13番(前山美恵子議員)**

請願第1号 子どもの医療費の中学校卒業までの無料化を求める請願について、採択の立場で討論をいたします。

この請願が厚生常任委員会で審議され、結果は趣旨採択とされました。委員会でも陳情者が述べましたように、昨年行ったアンケートでは、子育て支援策についての要望が、老いも若きも圧倒的に子どもの医療費無料制度の拡充をしてほしいとのことでありました。

さて、子どもに病気やけがは、つきものです。そのときお金の心配をせずに医者に連れていきたいとの親の願いは切実です。特に、最近若い家族にも不安定雇用が広がり、子どものいる世帯の平均所得金額が、10年前と比較しても年間64万円も減少していると言われています。子育ての費用の約91%を賃金で賄うわけですから、家計の状況が子育てにも大きく影響をします。

子どもの病気やけがの治療のときに、3割負担という治療費がかかってくる、家計の状況で医者にかかるか、かからないかをはかってしまう家庭も生じてくるのではないでしょ

うか。そのためにも、子どもの成長を格差で奪うことがないように、中学校を卒業するまで医療費無料を保障することが求められます。

なお、他の自治体でも、9月議会を終えて、子どもの医療費無料制度を拡充すると表明した自治体や、さらに日進市、知立市では来年から通院、入院を中学校卒業まで無料にするとのこと。本市でも6,000万円の財源があれば実現できます。工夫して、この福祉制度を拡充していただきたいと切に要望し、議員各位の賛同をお願いするものです。

#### No.63 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第1号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。

本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.64 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。続いて、請願第2号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、三浦桂司議員。

#### No.65 ○7番(三浦桂司議員)

請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願について、新政会を代表して不採択の立場で討論をいたします。

国保制度は十分ではありませんが、その制度を果たしていると思われれます。生活貧困者、社会的弱者と呼ばれる方には、それでも支払いが苦しいという配慮からの請願だとは思いますが。

介護保険においても全額減免、収入減額、一般会計から求めずという原則があり、一般会計から繰り入れができないシステムになっている以上、負担と給付の均等から既存の保険料の上乗せということになってしまい、今以上に保険料が上がることになってしまいます。だれが負担して、だれが受益を受けるのか、もっと議論を尽くして、市民の方のコンセンサスを得てから進めた方がよいという考えです。よって、今は不採択すべきものと考えます。

#### No.66 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、前山美恵子議員。

**No.67 ○13番(前山美恵子議員)**

請願第2号 国民健康保険税・介護保険料の負担軽減を求める請願について、採択の立場で討論をいたします。

国保税や介護保険料の問題について、決算審査で深刻な状況を知ることができました。また、このことは我が党の行ったアンケートでも高過ぎるから何とかしてほしいとの声が多数寄せられております。国保税や介護保険料が払えないため、多くの滞納者が発生しております。

さらに、高齢者は住民税の負担増に関連して、国保税の減免が受けられない方や、非課税者から課税者になり、大幅に介護保険料が引き上がってしまったこの問題は、深刻な状態ではないかと思う次第です。

だれもが払うことができる国保税や、介護保険料にすべきだと考え、当局に負担軽減を迫っていただきたく、各位のご賛同をお願いし、この請願に採択の討論とするものです。

**No.68 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第2号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.69 ○議長(堀田勝司議員)**

賛成少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

続いて、請願第3号についても討論の通告がありますので順次、発言を許可いたします。

初めに、近藤郁子議員。

**No.70 ○2番(近藤郁子議員)**

請願第3号 議会の清浄化を求める請願に対し、新政会を代表して賛成の立場で討論をいたします。

この請願は極めて当たり前のことであり、反対する理由はありません。市政はもとより、議会においてガラス張りであることが何より望まれる中、マスコミの報道により決定的なものとなった後に事実表明されたことは、まことに遺憾であり、このような事態を招いた責任の大きさは、計り知れないと痛感しております。

当該者はもちろんのこと、議会の本質にかかわる重大な問題と考え、請願要旨のとおり市民の意を重く受けとめ、議会の立場と責任を再確認し、議会があるべき形に復するべ

く、議会倫理確立に努力していくことは当然至極と考え、賛成といたします。

**No.71 ○議長(堀田勝司議員)**

続いて、一色美智子議員。

**No.72 ○14番(一色美智子議員)**

議長よりご指名をいただきましたので、請願第3号 議会の清浄化を求める請願について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

今回の趣旨の請願の件につきましては、私たちの支持者も大変憤りを感じておりました。議会の清浄化は議員一人ひとりのレベル向上、信念、誠実さを深く求め、自覚することにあると思います。

議員は市民の代表者であることを、もっともっと重く受けとめなければなりません。議会の透明性とは、そういったことを原点として、政治倫理で市民にこたえていくべきだと信じます。議員一人ひとりには市民の信頼、応援、支援があつてこそ、今の自分があることを忘れてはいけないと思います。

健全、厳格、厳粛は、すべてみずからの資質を向上させることによって、進めていけることであります。もう一度みずからを見詰め直していただき、市民の奉仕者となって、公平、公正に使命を全うし、豊明市の向上に、また発展に市議会を充実あるものにしていく必要があります。

信頼の回復は、議員一人ひとりの並々ならぬ努力が今後必要だと認識し、賛成討論といたします。

**No.73 ○議長(堀田勝司議員)**

続いて、前山美恵子議員。

**No.74 ○13番(前山美恵子議員)**

請願第3号 議会の清浄化を求める請願について、採択の立場で討論をいたします。

この請願は、昨年の全国都市問題会議抜け出し問題に端を発した一連の問題から、市民から議会への不信感が強まり、多くの署名が短期間に集められ提出されました。多くの署名はその怒りのあらわれと感じております。

もともと、議会に対する市民の意識は、世論調査でも満足していないが60%にも上ると言われております。その満足でない理由が、議会活動に関する不満や行政のチェック機能を果たしていないなど、さらに議員のモラルの低下などの問題が指摘をされております。したがって、これらのことを実現すれば、市民から満足いただける議会になるはずであります。

しかし、以前から言われてきたのに実行されてこなかった、このことを請願者の方から強く指摘されたものと感じるところであり、今回の政務調査費をめぐる不祥事に関連した議員のモラルの問題について、議員一同襟を正していかなければならないと思う次第であります。

また、請願者からの陳述でもありましたように、不祥事に対する真相究明、議会の体質改善、政治倫理などの制定に取り組み、議会を清浄化させていくことを感じ、採択の討論といたします。

#### No.75 ○議長(堀田勝司議員)

続いて、榊原杏子議員。

#### No.76 ○5番(榊原杏子議員)

請願第3号 議会の清浄化を求める請願について、賛成の討論をいたします。

全国都市問題会議抜け出し問題として、最初に中日新聞で報道されてから1年以上が経過をし、経緯を詳しく述べることはいたしません、この間、議会としてきちんとした対応ができてこなかったことは、非常に残念であり、反省すべきことだと感じています。

請願とともに、昨日までに合計 3,000 名を超す市民の署名が添えられましたが、非常に短期間で集まったものとお聞きいたしました。私のところにもたくさんの市民の方からこの件でお問い合わせ、ご意見、ご批判をいただいております。特に、7月のテレビ朝日の報道以降は、その件数も跳ね上がり、全国放送の影響の大きさを実感することとなりました。

政務調査費を使って都市問題会議に参加するとしながら、その日程から外れ、抜け出して富良野のラベンダー畑に出かけたという、その行動もさることながら、それ以上に罪が重いのは、不適切な行動があったので政務調査費を返還するが、富良野へは行っていません。写真は2年前のものである。レンタカーは個人が使ったなどとうそを並べてごまかし、市民をだまし続けて選挙を乗り切ろうとしたことであるという意見が多く聞かれました。

そして、その議会の対応も、そのようなあいまいで一方的な説明のみで済ませてしまい、しっかりと調査をし、説明をすることがかなわなかったために、一体どうなっているのだ、議会は何をやっているのだという議会全体への不信感へとつながってしまいました。

例えば、同様の問題が起こった半田市では、昨年うちに政治倫理審査会による勧告を行い、あわせて政務調査費制度の廃止を議会で決めました。それが十分であるか、適切な措置かどうかは、意見が分かれるとしても、少なくとも早くから議会としての対応があったという点では、当市との大きな違いを感じます。

さっさと認めて謝っておいた方が、本人たちにとっても傷は少なかったろうにという声も多く聞かれます。疑惑としてグレーなままで長引いたがために、請願書にもあるように全国に恥をさらす羽目にもなってしまいました。ワイドショーの追求と放送の影響によって初めて

真相が語られ出すというありさまでは、組織として機能していないと言われても仕方ありません。

請願者からは調査、体質改善、再発防止策と、3つのことを求められました。今後、議会として問題の全容を解明し、それを市民に対し責任を持って説明をし、さらにはなぜこのように対応が遅れたのかも含めて問題点を洗い出し、体質の改善を図っていかねばなりません。

1つつけ加えるならば、この請願を審議するための日程については、11日の朝の議運でいきなりその日の本会議にかけて、その日のうちに委員会を開くということが決まってしまう、請願者の方々には大慌てで駆けつけていただけたものの、市民の関心事であるにもかかわらず、一般の傍聴者はゼロでありました。ほかの日に開催する余裕は十分にありました。こうしたことで、むだに不信感をあおってしまわないように配慮をすることも、体質改善の一環となりましょう。

この請願の提出に当たり、複数の会派から紹介議員が名を連ね、またその他の会派の方々からも賛同の意思が示されたのは、喜ばしいことです。失った市民の信頼を取り戻し、さらにこれを機に一步進んだ議会となるよう、体質改善のためのさまざまな取り組みに対して、ともに最大限の努力をしていけることを望み、賛成討論といたします。

#### No.77 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第3号に係る委員長の報告は採択であります。

本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.78 ○議長(堀田勝司議員)

全員起立であります。よって、請願第3号は採択と決しました。

これにて、日程4を終わります。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、決議案第1号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.79 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、決議案第1号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明をお願いします。

## No.80 ○16番(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、決議案第1号の提案説明を申し上げます。

議員の一員として、このような決議案を提案せざるを得ないことは、遺憾なことではありますが、市民の負託にこたえるため、また議会全体の信頼回復につなげるために提案するものであります。

各議員におかれましては、既に十分ご承知のことではありますが、まずもってご理解をお願いするものであります。

以下、本文で理由が明らかになっておりますので、決議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

### 豊明市議会議員の政治倫理確立に関する決議

昨年7月、北海道札幌市で開催された全国都市問題会議で、議員8名が会議を抜け出した一連の事件は、議会への市民の信頼を失墜させ、豊明市議会始まって以来の不名誉な事件として豊明市議会の歴史に汚点を残す結果となった。

議会を構成する我々議員は、住民の直接選挙によって選ばれ、住民全体の代表として議会を構成し、議会活動を通じて住民の個別意思を総合して地方公共団体としての意思を形成する任務を有する。議員は住民の信託を受けた住民の代表であり、住民の信頼にもとるようなことがあってはならず、議員自ら厳しく律する必要があることは、議員共通の認識である。こうしたことを厳粛に受け止め、議会制民主主義の健全な発展を図り、議会政治の原点に立ち返ることが求められている。よって、以下のことを決議する。

- 1 豊明市議会議員は、市政に携わる権能と責務を有することを深く自覚するとともに公平性と透明性を確保し、自ら研鑽を積み、資質を高め、その使命の達成に努めることを確認する。
- 2 豊明市議会議員は、法令順守の確実な実現はもとより、厳格な政治倫理を基礎とし、一日も早い市民の信頼回復に向けて邁進していく。

平成 19 年 9 月 27 日

愛知県豊明市議会

以上のとおりであります。

全議員のご賛同をお願いし、決議案第1号の提案説明とさせていただきます。

## No.81 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は決議案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

決議案第1号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

全員起立であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

さらに、お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、動議第4号が提案されておりますので、直ちに日程に追加し、議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、動議第4号を日程に追加し、直ちに議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明願います。

No.85 ○16番(平野敬祐議員)

それでは、動議第4号でございます。

特別委員会の設置でございますが、先ほどの決議文を受けてのものでありますので、提案書の朗読をもって説明とさせていただきます。

動議第4号 政治倫理確立特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について  
豊明市議会会議規則第16条の規定により別紙のとおり提出します。

平成19年9月27日

めくっていただきます。

政治倫理確立特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について

1 豊明市議会に次のとおり特別委員会を設置する。

名 称 政治倫理確立特別委員会

付託事

項

1 政治倫理条例等の策定に向けての調査研究について

2 政務調査費に関する調査について

(1) 政務調査費の取り扱いについての検証

(2) 政務調査費の今後のあり方についての調査研究

(3) 全国都市問題会議抜け出しに関する調査

定 数 本特別委員会の委員の定数は、8名とする。

## 2 調査期限

本特別委員会は、調査終了まで存続し、閉会中も調査を行うことができるものとする。  
以上であります。

議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

### No.86 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わり、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

### No.87 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、質疑を終結いたします。

本案は議員提出案件でありますので、委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

### No.88 ○13番(前山美恵子議員)

政治倫理確立特別委員会の設置及び議会閉会中の継続審査について賛成討論をいたします。

以前から懸案となっておりました政治倫理条例について、我が党は7月に議長に申し出を行ってまいりましたが、やっと策定のための委員会設置の運びとなりました。近隣の自治体では倫理条例が策定されており、これを参考にして本市でも早急に確立をさせ、策定ができましたら、直ちに政治倫理審査会を立ち上げ、政務調査費に関する調査をすべきだと考えます。このことを委員となられる各位に要望し、賛成討論といたします。

### No.89 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.90 ○6番(山盛左千江議員)

政治倫理確立特別委員会の設置について、賛成の立場で討論いたします。

本委員会の設置は、先ほど請願がありましたように、8月下旬、豊明市民オンブズマンから提出された議会の清浄化を求める請願にこたえるものであります。

その請願には、抜け出し議員に責任の重さの自覚を促すとともに、議会に真相究明と説明責任を果たすよう求め、さらにその上で議会の体質改善と再発防止策に取り組むよう訴えております。しかし、具体的方法や内容にはあえて触れておらず、議会の自浄能力と努力の度合いを試そうというようなものでした。議員には大変厳しい請願ととらえなければなりません。

この請願を受けて議会として何をすべきか、会派会議で協議を重ねてまいりました。正直、新政会もルネッサンスも私たち市政改革の会も十分満足する内容にでき上がったわけではありません。その内容を動議の提出までの経緯を踏まえながら、簡単に説明させていただきたいと思います。

富良野議員が所属していた新政会から政治倫理条例等の策定に向けての調査の提案があり、その一点に固執していました。私たち市政改革の会は、抜け出しの真相究明と、事の発端である政務調査費の条例改正案を提案し、またルネッサンスも富良野の調査は不可欠と主張しておりました。

特に、抜け出し調査については、マスコミ報道で市民はもう知っているのに、何を調査するのか、まるでいじめだ、などと新政会から発言があり、請願で真相究明を求めているし、マスコミ報道を根拠に議会が市民に説明責任を果たすこともできない。ましてや、再発防止策を練るわけにはいかないでしょうと私たちが粘り、調整は難航いたしました。

政務調査費については問題点、再発防止のための改善策は見えていると、改正案を私たちが示しましたが、現状で不都合はないと門前払的扱いを受けました。政治倫理条例の策定については、全員がほぼ同意をし、スムーズな結論へと導かれていきました。

短い間に5回の会派会議と2回の協議会が持たれ、かんかんがくがく、幾度か決裂だと声を荒げる場面もありましたが、ここで議会が割れていては、信頼回復はできないと仕切り直し、歩み寄りと妥協の末、政務調査費条例改正案の提出は見送り、政務調査費の取り扱いの検証と今後のあり方について、かなり後退しつつも政務調査費に関する調査を項目に加えることができました。

全国都市問題会議に関する調査項目は、別立ては私たちがあきらめ、これも政務調査費の中に含めることを受け入れました。新政会についても、この項目を追加することで、かなりの譲歩があったと受け取っております。

結果として、1年前の政治倫理等調査特別委員会とかなり似通った調査項目となり、十分調査ができるのか不安がよぎりましたが、調査はあいまいにしないとの新政会の言葉を信じることにいたしました。これは請願や多くの署名、市民の方々の議会や議員への働きかけが議員を動かした結果だと確信をしております。

さて、今触れました1年前に設置された政治倫理等調査特別委員会の第3回目の会議録によりますと、伊藤議員の発言を抜粋したのですが、一貫して行っていないと主張しているし、観光など絶対はない。ただし30分、最大1時間程度、会議を中座したという事実はあるなどと発言しています。法定委員会でも虚偽を語っていました。

その4カ月後、市議会議員選挙前、彼は政治ビラで「私は1日目、2日目とも愛知県の他市の若手議員と会場内で一緒だった。今回の騒動はだれが何の目的で仕掛けたかも既にわかっている。選挙前のこの時期に特定の思惑を持って仕掛けた」などと、富良野観光をでっち上げられ、自分は陥れられたと思わせる内容を市民に公表していました。

さらに、本年6月の告発後、富良野観光を坂下、石橋議員が白状したのを受け、富良野には行ったが、観光で行っていないという意味で、花を生かしたまちづくりの視察だったと主張しました。

1年の長きにわたり、事実を隠ぺいし続け、虚偽を公表し、選挙で市民を欺き、「往生際コンテスト」とまでテレビで言われ、全国に恥をさらした議員らを、また議会の法定委員会を冒涇した議員を議会はどう裁くのか、市民が最も注目しているところです。

テレビ放送以後、市民からは辞職勧告すべきとの声を多く聞きました。コメンテーターが言うように、市民感情は当然辞職でしょう。しかし、議会として実態の把握に努め、市民への説明責任を果たすことが先決で、調査をした上で議員の責任の取り方を協議し、けじめをつけさせることが順当だと考えています。

会派会議では、議員が議員を調べるのは忍びないとの意見も出ましたが、だまされていたのは私たち議員も同じです。もっと怒りを感じてよいのではないのでしょうか。

もし、市職員が出張を抜け出し、観光をし、虚偽の報告書を提出し、発覚後もうそにうそを塗り重ね、隠しきれず認めたとしたら、議会は、市民は、その職員に対し調査もなく、懲戒処分もなく、謝罪だけで済ませることができるのでしょうか。当然あり得ません。

今回は議員が起こした不祥事です。一般市民よりも厳しく律するのが当然だと考えます。それも選挙民の判断に影響を与える問題を起こしたのですから、その責任は極めて重いと言えます。またもや仲間をかばい、膿を出しきることができなければ清浄化は名ばかり、議会の自浄能力はこの程度かと、議会は一層批判を受けるでしょう。この件にどう決着をつけるのか、私たち議員が市民から試されていると自覚しなければなりません。

全会一致で請願を採択し、決議までしたのですから、それに恥じない結果を出す。そのためには不祥事を起こした議員らが反省と謝罪の気持ちを説明責任という形ですべて語らなければ調査は進まず、実りのある再発防止もかないません。

議会が変わる姿を市民の皆様に見ていただけるよう努力するしか、信頼回復の方法はないと考えております。請願のときの、今皆さんが言われた討論を忘れることなく、議会として約束を全うしたいものです。

12月議会までに少なくとも抜け出し調査の報告はできるだろうとの話も出ております。市民の皆様には政務調査費の見直し、政治倫理条例の策定と、進捗状況に関心を寄せ、最

後まで議会を見放さず、見守っていただきますようお願いをして、賛成討論といたします。

**No.91 ○議長(堀田勝司議員)**

ほかにごいませんか。

(進行の声あり)

**No.92 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、討論を終結し採決に入ります。

動議第4号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.93 ○議長(堀田勝司議員)**

全員起立であります。よって、動議第4号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました政治倫理確立特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.94 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、ただいま設置されました政治倫理確立特別委員会の委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

政治倫理確立特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめご協議をいただきました結果に基づき指名いたします。

お諮りいたします。政治倫理確立特別委員会の委員は、豊明市議会委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付いたしました政治倫理確立特別委員会委員選任表のとおり指名いたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.95 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしました政治倫理確立特別委員会委員選任表のとおり選任することに決しました。

ただいま選任されました政治倫理確立特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、暫時休憩といたします。

午後1時45分休憩

午後2時5分再開

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に政治倫理確立特別委員会が開催され、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

委員長には平野敬祐議員が、副委員長には松山廣見議員が選出されました。

正副委員長さんにはご苦労さまですが、よろしく願いいたします。

日程5、意見書案第1号から意見書案第5号までの5件を一括議題といたします。

意見書案第1号から意見書案第5号の5件について提案者より提案理由の説明を求めます。

平野敬祐議員、登壇にて説明を願います。

No.97 ○16番(平野敬祐議員)

議長よりご指名がありましたので、意見書案第1号から第5号までの5件について提案説明を行います。

それぞれ朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

初めに、意見書案第1号を朗読いたします。

学級規模の縮小と次期定数改善計画の実施を求める意見書

未来を担う子どもたちが健やかに成長していくことは、すべての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では依然としていじめや不登校、非行問題行動など、克服すべき課題が山積している。また、特別支援教育のあり方や日本語教育の必要な子どもの増加など新たな課題に直面している。このような様々な課題に対応するためには、学級規模の縮小は不可欠であると考え。また、地方自治体ごとに学級規模の縮小が行われているものの、その配置教員等の財政負担は本来国が負うべきものであると考え。

一方、文部科学省は第八次定数改善計画を策定したものの、その実施については見送られたままになっている。また、「教育課題対応緊急三か年対策」についても、学校現場の要求に十分応じたものとは言えない。一人ひとりにゆきとどいた教育を実現するためには、子どもたちによりきめ細かな指導が可能となるようにしていかなければならないと考え。そのためにも、教職員定数増をはじめとした教育条件整備が重要であり、次期定数改善計画の早期実施が望まれる。

よって、本市議会は国に対し、平成20年度の政府予算編成にあたり、次期定数改善計画を実施するとともに、学級規模の縮小をはかり、そのために十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 27 日

提出先 内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣 殿

続いて、意見書案第 2 号を朗読いたします。

愛知県の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費 2 分の 1 助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、県の財政難のなかで、平成 11 年度に経常費助成が総額 15% カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では増額に転じつつあるが、総額抑制が続いており、平成 10 年度実績は回復されておらず、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。その一方で、公立教育費は平成 10 年度実績を上回るなど充実が図られており、このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、教育改革にも重大な影響が出ることは必死である。

さらに、長引く不況の影響も重なり、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや限度をこえており、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

よって、本市議会は県に対し、私立高校等への経常費助成を増額するとともに、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充し、ただちに平成 10 年度水準を回復されることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 27 日

提出先 愛知県知事 殿

続いて、意見書案第 3 号を朗読いたします。

国の私学助成の拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。

さらに、長引く不況で、私学に通わせる父母の経済的負担はもはや耐え難いものとなり、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、前年度実績が堅持されたが、しかし、現在もなお、国の「骨太方針」では、「5年間にわたり、1%削減」方針が打ち出されている。

よって、本市議会は国に対し、国の責務と私学の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持するとともに、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

併せて、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成の充実と、専任教職員増など「教育改革」の促進を目的とした特別助成の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

提出先 内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣 殿

続いて、意見書案第4号を朗読いたします。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつくと高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具にもなるものである。

現在、クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されたり、年齢・性別を問わず、クレジット契約を悪用したマルチ商法・内職商法その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言

える。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、平成19年2月から、クレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、本市議会は国に対し、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要望する。

## 記

### 1 過剰与信規制の具体化

クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。

### 2 不適正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効・取消・解除であるときは、既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。

### 3 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

1～2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。

### 4 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者(契約書型クレジット)について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月27日

提出先 内閣総理大臣

経済産業大臣 殿

続いて、意見書案第5号を朗読いたします。

### 道路特定財源の堅持等に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、道路網の一層の整備は、広域的な地域間連携、文化交流、商圈の拡大等を促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

日本の経済をリードしていると言われる愛知県の中において本市でも、モータリゼーションの発達と共に主要幹線道路から生活道路まで体系的に整備を進めているが、幹線道路

は未だ未整備区間があり、道路のネットワーク化が強く望まれているところである。

昨年末に、「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定され、見直しの作業が進められているが、当市の道路整備の状況からは、目的と役割が達成された状況にはほど遠く、今後も当地域の発展を図るためには、幹線道路網の整備をより一層推進することが必要である。

よって、本市議会は国に対し、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

#### 記

- 1 道路特定財源は受益者負担という趣旨にのっとり、道路整備のための必要な財源として確保すること。
- 2 地方の活性化や経済活動の発展を支えるため、地方部の遅れた道路の整備を計画的に推進し、効果的かつ効率的に地方の実情にあった道路整備を実現すること。
- 3 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 27 日

提出先 内閣総理大臣  
経済財政政策担当大臣  
国・地方行政改革担当大臣  
総務大臣  
内閣総理大臣  
財務大臣  
国土交通大臣 殿

以上、5件の意見書案につきまして議員全員の賛同をお願いして、説明を終わります。

#### No.98 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま、議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第1号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.99 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.100 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第2号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.101 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.102 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第3号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.103 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.104 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第4号について討論のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

**No.105 ○議長(堀田勝司議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.106 ○議長(堀田勝司議員)**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

続いて、意見書案第5号について討論のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.107 ○6番(山盛左千江議員)

道路特定財源の堅持等に関する意見書に対して反対の討論をいたします。

道路が生活や経済、社会活動を支える社会的基盤であることは理解をいたしますが、世界各地で異常気象による被害が頻発し、排気ガスが地球温暖化の一因となり、こうした事態を招いていることは、ご承知のとおりです。

市民一人ひとりが公共交通機関を使うとか、近いところは歩くなど、環境に配慮した生活への転換、また高齢社会の到来とも重ね合わせたまちづくりの推進など、車社会への見直しが叫ばれているこのときに、安全で快適な環境づくりを推進するために、道路整備は必要不可欠と意見書に書くことは、とても恥ずかしいことだと思えてなりません。

また、道路財源の確保を求めています。この件をめぐっては小泉前首相があらゆる目的に使える一般財源化への意欲を表明し、安倍政権でも昨年末、毎年度道路予算で使い切らなかった余剰金を一般財源化する決定をしていました。しかし、このたび誕生した福田総理は、余剰金を環境対策などに使用拡大することは含みを持たせたものの、一般財源化には慎重な姿勢を示しております。その点から、この意見書の内容は不適切な部分があると思われま。

さらに意見書には、当市の道路整備は目的と役割が達成された状況にはほど遠く、幹線道路網の整備を一層推進する必要があるとありますが、本市の都市計画道路の整備率は82%と高く、ほど遠いは誤りと思われま。

自治体が道路整備を進める場合の財源についても触れておかねばなりません。道路整備に国庫補助がついても最大50%か55%、後は自主財源を充てるか、借金で資金を用立てなければなりません。財政難で市民に負担を強いている状況で、道路工事を優先することはますます財政を厳しくさせ、市民生活に影響を与えることにつながりかねません。

道路特定財源の06年度の余剰金は6,500億円とも言われております。環境対策に使い、後は暫定的に引き上げられたガソリン税や重量税を引き下げ、市民の負担を少しでも軽減すべきだと考えております。本市の財政状況や市民生活を最優先すれば、本意見書提出にはとても賛成しかねます。

以上です。

#### No.108 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.109 ○13番(前山美恵子議員)

道路特定財源の堅持等に関する意見書案に反対の討論をいたします。

道路特定財源は自動車に係る税金で、その用途、目的は道路建設に特定されている税収の仕組みであり、その額が国や地方を合わせて5兆円を超えております。毎年この規模の税収を使い切るのに、不要不急のむだな公共事業が膨らんでおります。この制度を改め、用途を限定せず使えるように一般財源化し、福祉、教育などを含め自由に使えるようにすべきと考えます。

特に、今年度から本市はほとんど強制に近い形で不交付団体とされ、財源が落ち込んできたことからなおさらであり、国に対して一般財源化を求めていくべきではないかと考えますし、この道路特定財源は高規格道路や高速道路などに予算が回り、生活道路には薄いものと解釈するものであり、本市にとってもメリットが少ないのではないのでしょうか。

なお、先の小泉内閣は、この道路特定財源の見直しを打ち出しておりますが、この中身の一般財源化する範囲が税収全体ではなく、道路歳出を上回るものに限定するなど、道路建設推進の方針に変更があるものではないということをごつけ加えて、この意見書案には反対といたします。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.111 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第5号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

賛成多数であります。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

市長よりあいさつを願います。

No.113 ○市長(相羽英勝君)

平成19年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会には、平成18年度一般会計及び特別会計の決算認定を始め、全議案とも積極、慎重審議をいただき、可決・認定をいただきました。まことにありがとうございました。議案審議の中で賜りました多くのご意見やご提言につきましては、今後可能な限り、その

実現に努めてまいる所存でございます。

さて、一昨日は福田内閣が発足いたしました。年金の問題、テロ特措法の問題、派閥政治再来等、課題山積での船出であります。何はともあれ国民の政治に対する信頼回復を願うところでございます。

また、昨日は彼岸の走り口を迎えました。大変厳しかったこの残暑もようやく終わり、いよいよ秋の風情を感じるようになってまいりました。これから豊明市内では運動会、あるいは文化祭、実りの秋、お祭りの秋を迎えてまいります。議員各位のますますのご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

#### No.114 ○議長(堀田勝司議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたるご審議、まことにご苦労さまでした。

これにて、平成19年豊明市議会第3回定例会を閉会いたします。

午後2時31分閉会

